

平成28年9月定例会

和歌山県議会議案

平成28年度和歌山県一般会計補正予算

平成28年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,286,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ577,786,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

平成28年9月8日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 166,100,000	千円 196,883	千円 166,296,883
	1 地方交付税	166,100,000	196,883	166,296,883
7 分担金及び負担金		1,054,039	178,765	1,232,804
	2 負担金	1,028,609	178,765	1,207,374
9 国庫支出金		73,315,854	1,112,152	74,428,006
	1 国庫負担金	32,352,969	124,755	32,477,724
	2 国庫補助金	39,556,377	987,397	40,543,774
14 諸収入		91,964,046	15,750	91,979,796
	5 受託事業収入	1,022,850	15,750	1,038,600
15 県債		82,258,900	783,300	83,042,200
	1 県債	82,258,900	783,300	83,042,200
歳入合計		575,499,702	2,286,850	577,786,552

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 26,628,717	千円 92,236	千円 26,720,953
	2 畜 産 業 費	355,171	92,236	447,407
8 土 木 費		77,181,254	2,194,614	79,375,868
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,593,582	801,179	42,394,761
	3 河 川 海 岸 費	17,431,221	328,135	17,759,356
	4 港 湾 費	5,998,145	28,000	6,026,145
	5 都 市 計 画 費	4,312,916	1,037,300	5,350,216
歳 出 合 計		575,499,702	2,286,850	577,786,552

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成28年度高病原性鳥インフルエンザ埋却物最終処分	平成29年度 (1年)	<div style="text-align: right;">千円</div> 41,226

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成28年度紀の川左岸地区（仮称九度山2号橋上部）県営農道整備工事	平成29年度（1年）	千円 800,000	自平成29年度 （2年） 至平成30年度	千円 1,180,000

第3表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共災害関連事業	千円 3,372,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成28年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共治水事業	2,273,000	以下同上	以下同上	以下同上
公共都市計画事業	349,200			
公共道路事業	15,320,900			
防災対策事業	256,800			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 3,473,000	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成28年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
2,291,300	以下同上	以下同上	以下同上
676,200			
15,616,400			
299,100			